

**富士見市**  
**公共施設自動販売機**  
**設置事業者募集要項**

**令和5年1月**  
**富士見市**

## 目 次

1	自動販売機設置事業者募集スケジュール.....	1
2	設置事業者募集物件.....	2
3	応募資格要件 .....	2
4	契約上の条件等 .....	2
5	応募申込手続 .....	4
6	入札書等の提出及び審査.....	5
7	設置事業者の決定の取消し.....	7
8	その他 .....	7
9	問合せ先 .....	7

### <様式>

#### 1 各種様式

- (1) 公共施設自動販売機設置事業者応募申込書 (様式第1号)
- (2) 入札書 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 委任状 (様式第4号)
- (5) 質問書 (様式第5号)
- (6) 自動販売機設置に係る売上報告書 (様式第6号)

#### 2 物件一覧

#### 3 物件明細

#### 4 市有財産賃貸借契約書 (案)

富士見市では、市内の公共施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、入札により設置事業者を決定しています。自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項を熟知の上、お申し込みください。

## 1 自動販売機設置事業者募集スケジュール

### (1) 募集要項の公表

**令和5年1月10日（火）から**

市ホームページに掲載するほか、公共施設マネジメント課窓口で配布します。

### (2) 質問書の提出

**令和5年1月18日（水）正午まで**

※公共施設マネジメント課へ持参、FAX又は電子メールにて提出してください。

（持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。）

※令和5年1月20日（金）までに回答します。

### (3) 応募申込書の提出

**令和5年1月26日（木）午後5時15分まで**

※受付は、平日午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とします。

※公共施設マネジメント課へ持参してください。

### (4) 入札

**令和5年2月3日（金）午後2時**

会場：埼玉県富士見市大字上南畑306番地1

南畑公民館2階 会議室

開札結果は、後日市ホームページにて公表します。

### (5) 契約

**令和5年3月1日（水）までに**契約書に記名押印の上、提出してください。

### (6) 自動販売機の設置期間

**令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで**

## 2 設置事業者募集物件

別紙「物件一覧」のとおり

## 3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす法人又は個人に限り応募できます。

- (1) 法人の場合は埼玉県内に本店、又は支店を有すること、個人の場合は富士見市に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立をしていない者であること。
- (9) 県税及び富士見市税の未納がないこと。
- (10) 富士見市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

## 4 契約上の条件等

### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付け（賃貸借契約）とします。

### (2) 貸付期間

令和5年4月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで（3年間）

### (3) 貸付料

年額の貸付料は、富士見市が設定する最低価格以上で、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

貸付料の支払いについては、別途発行する納入通知書により、指定された納期限内に当該年度の貸付料を一括で納入してください。

#### (4) 費用負担

##### ① 電気代

自動販売機の設置・管理・運営に係る電気代は、設置事業者の負担とします。なお、電気使用量の算出に当たっては、設置者の負担において子メーターを設置し、毎年度末に検針を実施するものとします。

##### ② 自動販売機の設置及び撤去に係る費用

自動販売機の設置に際し、必要となる一切の費用については、設置事業者の負担とします。なお、自然災害等又は市の事業により、自動販売機の設置継続が困難となった場合や、契約期間が満了した場合は、設置事業者により自動販売機を撤去することとし、撤去に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

##### ③ その他維持管理等に係る経費

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。

#### (5) 貸付上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- ② 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコールを含む。）の販売はしないこと。
- ④ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。
- ⑤ 次の（a）～（d）に該当する仕様とすること。
  - （a）環境に配慮した省エネ型の機器
  - （b）災害時の飲料提供等の機能
  - （c）ユニバーサルデザイン※物件番号1、2は車いす対応
  - （d）キャッシュレス決済対応

#### (6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 原則として自動販売機1台に対して1個の割合で、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器回収ボックスを自動販売機に併設すること。また、回収ボックスに集まった全ての飲料の容器について、設置事業者の責任で、空き容器等が溢れることのないよう回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など安全に十分注意を払うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応するとともに、故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう自動販売機本体に明記すること。

## (7) 契約の解除等

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除できるものとします。

- ① 期日までに貸付料が納付されないとき
- ② 苦情等への適正な対応がなされないとき
- ③ 飲料の容器の回収が適正に行われないとき
- ④ 建物の建替え等によって設置の継続が困難になったとき
- ⑤ その他本募集要項の規定に違反したとき

## (8) 売上報告書の提出

設置事業者は本件賃貸借に係る売上状況（月毎の売上本数及び売上金額）を、年度毎に取りまとめ、翌年度の4月15日までに様式第6号により市へ報告してください。

## (9) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復してください。

## 5 応募申込手続

※申込みに当たっては、この募集要項の内容及び現地をよく確認の上お申込みください。

### (1) 受付期間

令和5年1月26日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 受付場所

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部公共施設マネジメント課財産管理グループ（富士見市役所分館3階）

### (3) 申込方法

前記（2）の受付場所に直接書類を持参してください。

※郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

### (4) 申込みに必要な書類（提出部数 各1部）

①	公共施設自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第3号）	
③	法人の場合	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	個人の場合	住民票記載事項証明
④	富士見市内に本店又は支店がある場合	納税証明書
	富士見市外に本店又は支店がある場合	法人県民税納税証明書
⑤	3（5）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し	
⑥	設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法が確認できるもの）	

※③、④については、発行後3か月以内のものとしてください。また、提出された書類は返却しません。

#### (5) 申込書等の書き換え等の禁止

応募者は、提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

#### (6) 募集要項に対する質問

申込みに当たり、募集内容等について質問がある場合には、次の提出期限までに質問書（様式第5号）により作成の上、公共施設マネジメント課宛てに提出してください。

##### ① 提出方法

質問書を持参、FAX又は電子メールにて提出してください。ただし、FAX、電子メールの場合は、必ず着信を確認してください。

FAX：049-251-2726

E-mail：kanzai@city.fujimi.saitama.jp

##### ② 提出期限

令和5年1月18日（水）正午まで

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

##### ③ 回答方法

令和5年1月20日（金）までに、すべての質問及び回答を市ホームページに公表します。併せて、担当者のメールアドレスへ送付します。

### 6 入札書等の提出及び審査

#### (1) 日時

令和5年2月3日（金）午後2時

※入札参加者が1者の場合であっても入札を実施します。

ただし、入札参加者が1者もない場合は、入札を不調とします。

#### (2) 入札書等の提出及び審査場所

埼玉県富士見市大字上南畑306番地1

南畑公民館2階 会議室

#### (3) 提出書類（当日持参する物）

- ① 入札書（様式第2号）
- ② 委任状（様式第4号）（代理人により提出する場合）
- ③ 身分を証明する物（自動車運転免許証、社員証等）

#### (4) 入札金額

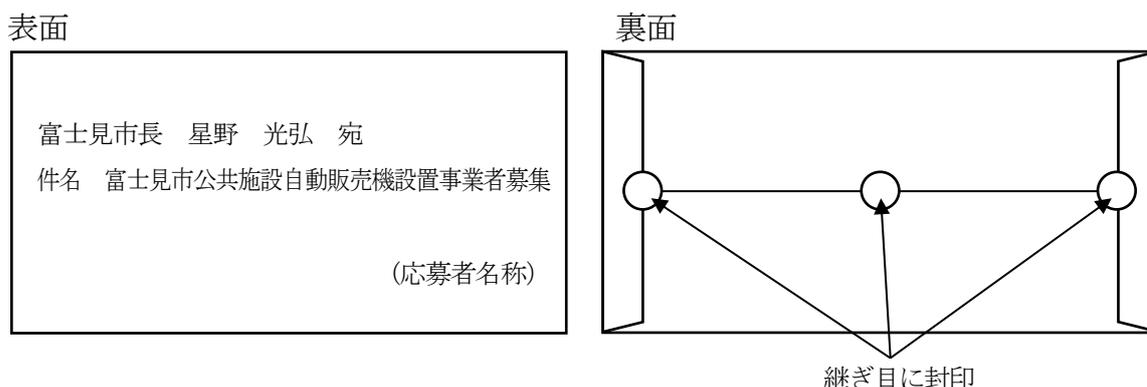
入札書（様式第2号）に記載する金額は、年額とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）となります。

## (5) 入札書等の提出方法

- ① 応募資格者は、入札書（様式第2号）に必要な事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて封をしてください。封筒の表面には「富士見市長 星野 光弘 宛」「件名 富士見市公共施設自動販売機設置事業者募集」及び応募者名称を記入し、裏面は図のとおりに封筒の継ぎ目に封印をしてください。
- ② 代理人が提出する場合は、委任状を提出してください。

<入札書の封筒記入例>



## (6) 書換え等の禁止

提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (7) 審査

- ① 審査は入札書等の提出締切り後、申込者立会いの下で、提出された入札書を開封し、審査します。
- ② 応募資格者が審査に立ち会わないとき又は遅刻した場合は棄権とします。

## (8) 入札書の無効

次の①から⑥までのいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- ① 最低価格を下回るもの
- ② 委任状のない代理人が提出したもの
- ③ 応募資格者の記名押印のないもの
- ④ 代表者が同一の者またはグループ会社と判断される応募資格者が、入札書を提出した場合
- ⑤ 入札額又は応募資格者の氏名の記載が識別し難いもの
- ⑥ その他この募集要項に規定する条件に違反したもの

## (9) 設置事業者の決定

- ① 設置事業者は、市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者に決定します。
- ② 設置事業者決定後に、引き続き契約手続について説明します。
- ③ 正当な理由なく辞退した場合は、当該物件に係る入札書を無効とし、次点の業者に決定します。

#### (10) くじによる設置事業者の決定

- ① 同額を入札した者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置事業者を決定します。

#### (11) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときはその者の名及び入札額を、決定しないときはその旨を後日市ホームページで公表します。

#### (12) 契約

- ① 別添契約書（案）のとおりとします。
- ② 設置事業者は、令和5年3月1日（水）までに契約書に記名押印の上、富士見市に提出し、市と賃貸借契約を締結してください。

#### (13) 入札審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、入札審査を中止又は延期することがあります。

### 7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに契約手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他使用許可の相手方として不相当と認められる場合

### 8 その他

- (1) 申込み及び契約の手続に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 事情により予告なく公募を変更し、又は取り止める場合があります。この場合、応募者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わないこととします。

### 9 問合せ先

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市総務部公共施設マネジメント課財産管理グループ（富士見市役所 分館3階）

電話番号：049-251-2711（内線553）

F A X：049-251-2726

E-mail：kanzai@city.fujimi.saitama.jp